

橋本徳太郎氏「豊後大友氏の

出自について」

立川輝信

一、まえがき

或は筆者の寡聞かも知らぬが、私共の郷土大分では、初代大友能直は頼朝の庶子として長い間誰もが信じて疑わなかつた。ところが近頃これが問題となり、昨三十五年七月の国会定期総会での研究発表の際大友研究に就て、郷土での両横綱、田北学、渡辺澄夫両氏の、新視角から見た研究発表があつた。田北氏は結論的には庶子説であるが渡辺氏はこれを否定した新説である。渡辺博士の所論は其後九月二五日発行の本誌第二四号にも詳細発表された。然るに両氏共左記橋本氏の所説を参酌していないので、読者各位考証の参考資料として転載した。

この本文は昭和十四年雄山閣編輯部の編で、かつ発行の「系譜と紋章の研究法」中に収載されている。橋本徳太郎氏の「系譜に把握された啓学日本」(一橋木一頼朝一波多野一太友一乾一氏に就て)の所説である。

二、橋本徳太郎氏の豊後大友氏の出自説

(前略) 此大友氏は純友系でなく、豊後大友氏の事であつて、此処では祖左近將監能直のことを少し述べて見る。能直の父は頼朝といふ

説と能成といふ説とがある。其母は利根局或は大江広元の女ともありて其真を得ることは一寸むつかしい。然し母は利根局とする説が有力ではないかと思はれる。利根局は経家の女であつて、大友記に上野國大友四郎大夫経家之息女とあるのは説明不足であらう。利根局は或は大利根局とも称せる。此利根の領地は、経家自身から始まつたのでなく、その女がこれを得て局名としたとする以外にないからである。大友は相模大友の所在地を称したのであるが、其領主は経家である。姓は秀郷流藤原、波多野遠義或は義通の四郎とある。其略系に依れば経家は三郎であるがこれは紛雜を來して居るのである。経家の兄は三郎秀高であつて、河村郷を領して河村氏を称する。今根本史料として吾妻鏡を引用する。その能直の名の出初めるのは、文治四年十二月七日のことである。

文治元年四月十四日丁卯

今日波多野四郎経家^{号大}目^{鎮西}飯参、是^{齊院}次官^{親能}之^舅也。則

召^{御前}一令^問西^海合^戦間^之事^給云々

文治四年九月二三日丙戌

波多野五郎義景与^{岡崎}四郎義実^二於^{御前}遂^对決^一、是相模國波多

野本庄北方者、義景累代相承所領也。而窺^三在京^之際^二義実望^申之、

飯参之後義景申云、当所者保延三年正月二十日、祖父筑後権守遠義

讓^三与^二男^{義通}云々又嘉応元年六月十七日讓^三義景^二之後無^三牢籠^之

処、依_レ何由緒望申哉、就_レ之被_レ召決之刻義実申云、可_レ与_レ孫子
先法師冠者、由有_レ義景先年狀云々義景申云、先法師者義景外孫也
縱雖_レ請_レ讓狀外祖存生、争可_レ競望乎。是偏義実奸曲也云々義実
雖伏、

同十二月十七日戊寅

式部大夫親能男、一法師冠者能直、任_レ右近將監之由參_レ賀宮中、
是無_レ双竈仁也。依_レ御内奉去月十四日雖_レ拜任、此之間病相侵、
住_レ相模国大友郷、今日始出仕云々則召_レ御前、

同五年七月十四日壬申

為_レ征伐、依_レ可_レ下_レ赴_レ奥州、給_レ為_レ御共、被_レ催、波多野五郎義景之
処、進奉之後、讓_レ所領於幼息、是向_レ戰場、不_レ可_レ販_レ本國、故也云
々二品聞_レ食之頗有_レ御感云々

同七月十九日丁丑己刻、二品為_レ征_レ奥州泰衡、爰向_レ給_レ(中略)御共
輩

波多野五郎義景 大友左近將監能直

同八月九日丙申

亦親能猶子左近將監能直者、當時為_レ殊_レ近_レ仕、常候_レ御座_レ右、而親能
兼日招_レ宮六兼_レ国平、談云、今度能直赴_レ戰場之初也。汝加_レ扶持、
可_レ令_レ戰者、仍国平固守_レ其約、去夜潜推_レ參_レ二品御寢所、迎_レ出能
直_レ上_レ伏、相具_レ之越_レ阿津賀志山、攻戰之間討_レ取_レ佐藤三秀員父子

国衡近、一畢、此宮六者長井齊藤別当実盛外甥也。実盛属_レ平家、滅
親郎等、亡之後為_レ囚人、始被_レ召預_レ干上総権介広常、広常註戮之後又被_レ
預_レ親能、而依_レ有_レ勇敢之誉、親能申_レ子細、令_レ付_レ能直云々
建久元年正月十三日戊辰

古庄左近將監能直、宮六仗僅国平以下有_レ奥州所領之輩、大略以首
途云々

同四月九日壬辰

古庄左近將監能直、宮六仗僅国平等于_レ今在_レ奥州。

同九月七日庚申

古庄左近將監能直自_レ陸奥国進_レ使者、注_レ進_レ兩州輩忠不并兼任伴
黨所領等、仍為_レ盛時奉行、彼賞罰条々被_レ沙汰、被_レ下_レ事書於能
直云々

同四年五月十六日辛巳

富士野御狩之間、將軍家督若君始令_レ射_レ鹿給、候愛甲三郎季隆本曰
□物逢_レ故_レ爽之□、折節候_レ近射、殊勝追合之間、忽有_レ此飲羽云
々將軍家以_レ大友左近將監内々被_レ仰_レ季隆云々
同五月二十七日甲午

未明催_レ立勢子等、終日有_レ御狩、

同五月二十八日癸巳

十郎祐成者合_レ新田四郎忠常被_レ討畢、五郎者差_レ御前奔參、將軍

取御劍ニ欲令レ向レ之給、而左近將監能直奉ニ仰留^レ之

以上を検討して附に落ちないのは、文治四年九月廿三日の記事である。普通系図は秀高経家義景等の父は筑後権守遠義となつて居るが、

同記事中義景の言葉に「祖父筑後権守遠義」とありて、一本には遠義を遠茂として居る。若し遠義を以て正しいとすれば、確にそれは祖父に当る。然らば其祖父が土地を譲与した二男義通は誰れの二男に当るのであらう。祖父の二男ならば或は義通は経家等の父に当るを正しとなすべきか、また孫のうち二男であるならば、遠義と義通等の間に一代なければならぬ。若しさうとするならば遠義を一本遠茂とあるそれが紛れたのであらうか、更に一考すべきは、義景には遠義は祖父であり義通は叔父であつて、渠れ義通が次郎を称するのは太郎としての父があり、其父があり、其父は遠義から土地の譲与を受けないうちに死亡したので、祖父はこれを二男の義通に、轉て義景成長の後に譲与すべき条件の下に一時譲つておいたのではあるまいか、何故なれば義通の本拠は波多野地方よりも、むしろ松田附近であつて、太郎義常がこれを領して居り、伊勢の領地は小次郎忠綱が領し、波多野地方は何等関係がないからである。即ち保延三年正月廿日義通譲り受けそれを義景が嘉応元年六月十七日譲り受けたのは、勿論遠義からでなく義通からである。保延三年から嘉応元年までは三十二年間の時間が経過して居るが、此間義通は保元三年春の頃、義朝と不和となり京都を

去つて相模に下つたのである。義通が義朝に近付いたのは、其義妹典膳大夫久経の女が義朝の妾となりて頼朝の兄朝長を生んで居り、其朝長は相模松田で育つて居る。さうした関係からであるが、其岡崎四郎との問題の土地は、渠れが相模に住むやうになつた保元三年春の頃より数へて、二十一年前の保延三年に譲られて居る。其後十一年日義通はこれを義景に譲つたのである。恐らく義通は此年六月中旬から七月にかけて永眠したのもあらう。また義景が譲られた後二十年目此問題が起つたのであるが、此地を波多野氏が領知するやうになつたのは

徴証餘程古い。但し松田の土地は義朝から、其子朝長、朝長の母即ち典膳大夫久経の女等のために用意されたものではあるまいか、さうして平治の乱後、外戚の関係で義常等が領知するやうにでもなつたのであらうが、此地に在つた朝長の館を他日頼朝が修繕した。なほ此地方には大庭三郎景親党類の館もあつたが石橋山合戦の時、吾妻鏡

三浦輩者依^レ及^レ晚天二宿^ニ丸子河辺^ニ、遣^ニ郎從等^ニ、焼失^ニ景親之党類家屋^ニ、其烟營^ニ半天^ニ、景親等遙見^レ之

とありて、足柄越の要路であり相当賑つた土地であつたらう。尚考すべきは、保元物語に秦野次郎延景があり平治物語には波多野次郎義通がある。世間往々延景を以て同じ次郎であるから、改名義通とするものもあるが、単に次郎たるの故を以て延景義通を同一人と速断することは出来ぬ。義通が平治の乱に参加したといふことは、朝長の関係な

だから推測して、これに伴ひ上京したとなすべきであらかと自分達は考ふるだけである。平治物語以外に義通参戦の史証はないのである吾妻鏡に記された事情を考ふれば、寧ろ参加しなかつたとする方が有力である。朝長の関係がある上から見て、或は一族のうちからこれに参加し、これを代表的に義通の名を掲げたものであらう。

唯何れにしても延景義通を同一人とする事は、所詮單なる推測に過ぎない。或は延景は遠義の太郎としての猶子でもあつたらうか、外戚でもあつたらうか、義景の名が大庭家の人々に関係があるやうに考へられるもの、一応考慮を要する次第である。従つて此系図の中に五郎義景を陳ぬるのは、確實性を帯びたものとはいへないのである。更に秀高を河村三郎とし、経家を大友四郎と次第する上からも、義通の上に太郎があるべきであらう。切に確實なる史料の出現を望むものである。若し推測が許さるるならば、義景の孫であり延景の子であつて、広景が死亡したので、自分が当然受くるべき土地について、義通との間に面白からぬ事情が起つて相当苦勞したのであるまいか、奥州征伐の時所領を幼息に譲つて出発したのは生還を期せぬ勇士の振舞として、頼朝を感心させて居るが——文治五年七月十五日——或は自身自身の経験上、義通との間に土地問題が続いた苦勞があるので、亡き後に起りやすいことを慮つて、予めこれを防ぐためにその措置をしたものではあるまいか、一層の研究を要する。

其普通系図は経家を以て能直の父として居るが、それは全然間違である。吾妻鏡文治四年四月十四日の記事は、経家「齊院次官親能之舅也」とあり、経家は明らかに親能の妻の父である。同年十二月十七日の記事は「式部大夫親能男、一法師冠者能直」とあり、能直は経家の孫である。然るに同五年七月十九日能直は頼朝の伴をして、奥州泰衡を征伐の爲め出発し、阿津賀志山攻めに参加した。八月九日の記事

親能猶子左近將監能直

とあり。此猶子必ずしも事実の姓の上を称するのではない。血縁の有無でなく、甥竝のことである。血のつながりは別とし、甥として、取扱ふことである。甥と同様の意味である。其家で認める一種の資格である。本格的の分家に対して分家格といふ立場と同様である。親子分といふ渡世人の義理も、結局其辺から起つたことであらうが、東の角能直は親能の猶子であつて実子ではないのである。而も能直は経家の所領大友を領し、経家に次いで大友を氏として居る。即ち大友氏の上からいへば、大友経家——大友能直である。其経家の女利根局は親能の妻であるべく、其猶子能直に父の所領大友を継がせたといふことは其所に事情がなければならぬ。また利根局の領した利根は、大友文書豊西説話等に依りて、「上野国利根庄号土井」とありて能直最初からの領地であり、且つ大友家は系図の上に利根二郎を称するものが続いて居る。大友家に於ては相模大友と共に本所とし、又大友氏菴祥

の地として永く領知されて居たのである、

茲に所謂親能の猶子能直は、利根局の実子であつて、これを伴ひ親能のもとに嫁入つたと断じてよからう。さもなくば一族一事の大夫の

地や利根の所領を、能直に譲る道理がない。然らば能直の父は果して誰れであらうか、近藤能成の兄とし、母は大膳大夫大江広元の女

などとする歴史鎮西要略などは根本に間違である。能成とする史証は自分はまだ見当らぬ。事情の為わざ／＼能成の兄と言解したのであ

らう。豊薩軍記や統群書類従の大夫系図に、能直の誕生を承安二年とするは事実である。吉川本吾妻鏡は京都に於て卒し、年五十二（貞応

二年十一月廿七日）とある。蛭ヶ小島の流人頼朝にはあり得ることである。唯姓に至つては、類従本に「故頼朝卿之男而親能之養子也。由

是能直從養父之姓為藤原一、因外祖父之氏稱大友」とするは間違ひである。親能は中原姓であつて、其藤原姓は祖父経家が秀郷流藤

原であり、一族何れもその姓であるから之に做つたのである。如何にも頼朝に關係ありと思はるるのは、前述吾妻鏡に

任三右近將監之由參賀宮中一、是無双龍仁也。依得内擧去月十四日雖拜任此之間病痾相侵、住相模国大友郷一、今日始出仕則

召御前

とある。無双龍仁であるが爲めに、義経にすら容易に任官の執奏をなさなかつた頼朝が、内擧して十六歳右近將監に任せられたといふこと

は、他に嘗て例のないことである。其無双龍仁の内容は能成などの児に示す恩寵ではない。また奥州征伐の時能直も從軍、親能は勇士国平と前日談合した。其言葉に

今度能直赴戰場之初也。汝加扶持可令戰者（中略）而依有勇敢之譽。親能申子細。合付能直云々

とあり、その申子細といふ子細は果して如何なる子細であらう。所謂無双龍仁たる子細であると自分は思ふものである。ことに注意すべきは、能直は昼夜殆むど頼朝の側近を去らないことである。書き現

はされない歴史の裏面は、相模波多野氏一族の上に興味深き一頁を残して居るのである。書記されない歴史、それは系図でなければならぬ従

つて如何なる奇怪不思議の系図でも漫りに棄てることは出来ない。草深い田舎には無論取るに足らぬ系図が多いが、また其の口碑伝説と合

せて有用のものも存するのである。自分達はこれを棄てる前に、歴史的事実を深く省察する必要、否史学家には当然の義務があるのである

世には天一坊事件も存するのである。保科正之も伝説の如しとすれば、天が幸ひしなかつたなら、渠は唯一介流浪の徒にすぎなかつた

であらう。千古の謎を残した儘、記事の上には現はれない吾妻鏡の建久元年六月廿三日の件は、世間の地頭と称し守護と称し或は国司と称

する者共が、昔しから受領して任国に滞在し、共儘土著し、或は權威に任せまたは都人の魅惑力で婦女子を弄ぶなどの事を、多分に物語る

ものであつて、また当時の女性が進んで身を捧げたことを証するものである。吾妻鏡の記事は一種の狂人の沙汰であるが、地方に出張したり視察に出かけたりする者が、時には途方もないことを身分の上に偽り、または公卿にして土着の者共が、自分の系譜には乗せなくても、先方の系譜には事実として随時随所に乗せたことがあるに違ひないのである。各時代を通じて、多数の事実が繰返されたのである。此所にも女性日本史は目に見えぬ歴史を物語つて居るのである。即ち其の記事は（建久元年六月）

廿三日丙午、去年令入_ニ奥州_ニ給之時、称_ニ姫宮_ニ女性出来、令_ニ尋問_ニ給之_ニ処、答申云、母者九条官女也。吾_ニ彈筆_ニ之間且就_ニ母之好_ニ為_レ聞_ニ食其_ニ芸_ニ暫在_ニ彼院中_ニ、後日有_ニ不慮_ニ之次_ニ下_ニ向奥州_ニ云々、雖_レ可_レ疑_ニ之_ニ肥後守資隆人道母、為_レ宮条勿論之由令_ニ申之上、奥州住人一同存_ニ其儀_ニ、將又秀衡賞翫之余雖_レ欲_ニ令_ニ出家_ニ不_レ免云々、於_レ為_ニ一向狂人_ニ者秀衡争_レ賞哉之由、二_ニ品卿有_ニ御猶予_ニ、仍為_ニ庄胤_ニ者令_ニ居_ニ住田舎_ニ之_ニ条、称_レ可_レ有_ニ其恐_ニ被_ニ送_ニ進京都_ニ、付_ニ延尉公朝_ニ被_レ申_ニ此子細_ニ訖、一_ニ而無_ニ実之旨_ニ被_レ下_ニ院宜_ニ、今日所_ニ到来_ニ也。則_レ被_レ奉_ニ御請文_ニ云々、院宜云

一称_ニ宮人事無_ニ実也。全非_ニ庄胤_ニ、如_ニ聞食_ニ者不善_ニ人_ニ歟、在京_ニ不_レ可_レ然早可_ニ返遣_ニ之_ニ由、内々御気色候也。仍上_レ啓如_レ件

六月九日

参 議

称_ニ宮候枉惑事_ニ、子細謹_ニ以承_ニ候了、本_ニ自難_ニ信受_ニ候、然而為_レ承_ニ実否_ニ令_ニ召進_ニ候之_ニ处、猶_ニ以返預_ニ候畢、可_レ存_ニ其旨_ニ候任_ニ御定_ニ召_ニ下_ニ関東_ニ雖_ニ可_レ誠候_ニ、今年_ニ不_レ可_レ相_ニ殺罪_ニ候、然者いかにも御計候_ニ面顔_ニに疵_ニをも被_レ付_テ可_レ被_レ追放_ニ候歟、不_レ然者_ニ経_ニ高居_ニ住阿波国_ニ者_ニに候、件男_ニに可_ニ預_ニ給_ニ候歟、関東_ニへ可_ニ召_ニ下_ニ之_ニ由_ニ之御定_ニを申返_ニ候、依_ニ其恐_ニ候、如此_ニ言_ニ上_ニ子細_ニ候也。以_ニ此旨_ニ可_レ令_ニ申上_ニ給_ニ候、頼朝恐惶謹言

六月廿三日

頼 朝

我大和民族の觀念は昔しも今もかはらない。系図は直ちに血統であり、血統即ち系図である。此觀念を離れては氏も素性もないのである。皇統を崇ぶことにおいて、頼朝は最_ニ民族觀念_ニを明らかにして居る。此女性の如きは不逞不敬も甚だしいもので、確に狂人であり女天一坊と信じて居ても、秀衡以下の国人共が揚言疵護して居るので、其御措置は朝廷に願ふべく上京させたのである。其所に皇室尊崇の彼れの精神が窺へるのである。他日兼好法師は徒然草に於て劈頭

みかどの御位はいともかしこし、竹のそのふの末葉まで、人間の種ならぬぞやんごとなき、

と称して居るのは、日本民族の因体に対する千古の哲言である。頼朝の觀念、兼好法師の觀念、それは一致した血統に対する一大信念であり系図尊重の一大覚悟である。（以下省略）